

# 平成24年度第1回北海道水資源保全審議会

## 議 事 録

日 時：平成24年4月11日（水）午前10時00分～午前11時35分  
場 所：かでの2.7 10階 1060会議室

## 【次 第】

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について
- (2) 北海道水資源保全審議会の公開及び傍聴要領について
- (3) 北海道水資源保全地域に関する基本指針について

### 3 閉会

## 【出席者】

### (委員)

- 柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
- 松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会理事)
- 富士田 裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園准教授)
- 山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)
- 丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所主査)
- 伊藤 一三委員 (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会本部理事)
- 荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)
- 海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認教授)
- 片山 健也委員 (ニセコ町長)

### (道側)

- 荒川 裕生 (総合政策部長)
- 三戸部 正行 (総合政策部政策局経済調査・土地水担当局長)
- 星 博之 (総合政策部政策局土地水対策課長)
- 川島 尚樹 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

ほか

## 1 開会

(三戸部局長)

ただ今から、平成 24 年度第 1 回北海道水資源保全審議会を開催させていただきます。

私は、総合政策部政策局経済調査・土地水担当局長の三戸部と申します。

会長が決まりますまで、本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、総合政策部荒川部長からご挨拶申し上げます。

(荒川部長)

おはようございます。北海道総合政策部長の荒川でございます。本日は、第 1 回北海道水資源保全審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、皆様大変お忙しい中、審議会の委員就任につきまして、ご快諾をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

北海道では、本道の豊かな水資源を将来に渡って保全していくという趣旨で、「北海道水資源の保全に関する条例」を制定いたしまして、一部の規定を除き、4 月 1 日から施行させていただいたところでございます。

この間、柿澤先生をはじめ、本審議会の 4 人の委員の皆様には、条例制定に向けた検討懇話会の委員としても、大変ご尽力をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

この条例につきましては、全国初の取組ということでありまして、水源周辺の地域において土地利用を適切なものに誘導していくという趣旨でございますが、道内外から注目されているという状況でございます。

この条例の運用に当たりましては、土地利用に関する様々な問題がございますので、保全すべき地域の指定でありますとか、そのための基本指針の策定、或いは土地所有者の方々への助言の内容といったことにつきまして、森林ですとか、自然環境、法律など様々な分野から皆様のご意見を賜ることが大変重要であると考えております。この審議会も条例に基づきまして、設置させていただいておりますけれども、委員の皆様方には、それぞれのご専門のお立場から、本道の水資源を将来に渡って保全していくという観点で、貴重なご意見を賜りたいと考えております。

道といたしましては、この条例に基づく取組を実効性のあるものとしていくために、水資源の保全に向けた取組を着実にしっかりと進めて参りたいと考えておりますので、どうかご協力をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(三戸部局長)

それでは、本日第 1 回目の審議会ということになりますので、私から委員の皆様をご着席の席順に沿ってご紹介させていただきます。

まず始めに、北海道大学大学院農学研究院教授 柿澤 宏昭委員です。

(柿澤委員)

柿澤でございます。よろしくお願いいたします。

(三戸部局長)

続きましてそのお隣が、北海道森林組合連合会理事、また鶴居村森林組合代表理事組合長でもいらっしゃいます松井 廣道委員です。

(松井委員)

松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(三戸部局長)

そのお隣が、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園准教授 富士田裕子委員です。

(富士田委員)

富士田でございます。よろしくお願いいたします。

(三戸部局長)

そのお隣が、北海学園大学工学部准教授 山本 裕子委員です。

(山本委員)

山本です。よろしくお願いいたします。

(三戸部局長)

そのお隣が、北海道立総合研究機構環境・地質研究本部 地質研究所主査 丸谷 薫委員です。

(丸谷委員)

丸谷でございます。よろしくお願いいたします。

(三戸部局長)

そのお向かいになりますが、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会本部理事伊藤 一三委員です。

(伊藤委員)

伊藤です。よろしくお願いいたします。

(三戸部局長)

そのお隣が、弁護士 荒木 健介委員です。

(荒木委員)

荒木でございます。よろしくお願いいたします。

(三戸部局長)

そのお隣が、小樽商科大学理事・特認教授 海老名 誠委員です。

(海老名委員)

海老名でございます。よろしくお願いいたします。

(三戸部局長)

そのお隣が、ニセコ町長 片山 健也委員でございます。

(片山委員)

片山です。よろしくお願いいたします。

(三戸部局長)

よろしくお願いいたします。

次に、会議の成立についてご報告いたします。

北海道水資源の保全に関する条例第31条第2項の規定によりまして、本審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。

本日は、委員総数9名全員のご出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。

## 2 議事

### (1) 北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について

(三戸部局長)

それでは、議事に入らせていただきます。

まず始めに、議事の(1)北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出についてでございます。

北海道水資源の保全に関する条例第30条の規定によりまして、本審議会は、会長及び副会長を置き、委員が互選によって選出することとなっております。

会長及び副会長の選出方法などにつきまして、ご意見はございますでしょうか。

(伊藤委員)

事務局で何か案がありましたら、お出しいただきたいと思います。

(三戸部局長)

ありがとうございます。

それでは事務局の方から案をお示しさせていただくという形で、進めさせていただきます。

きたいと思います。

まず、会長には、昨年度、北海道水資源の保全に関する条例(仮称)検討懇話会において、座長を務めていただきました柿澤委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

－委員より、「異議なし」の声有り－

(三戸部局長)

ありがとうございます。ご異議なしということで、本審議会の会長には、柿澤委員が選出されました。

続きまして、副会長には、同じく条例検討懇話会の委員でいらっしゃいました海老名委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

－委員より、「異議なし」の声有り－

(三戸部局長)

ありがとうございます。

副会長には、海老名委員、よろしく願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、柿澤会長には会長席にご移動をお願いいたします。

－柿澤会長、会長席に移動－

(三戸部局長)

それでは、柿澤会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(柿澤会長)

それでは、僭越ではございますが、私が会長を務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

部長のご挨拶にもありましたように、全国に先駆けて、水資源を保全する条例ができたということで、道民の安全で安心な生活を確保すること、それから良好な水環境を保全して、北海道の魅力を向上するということでも、大事な条例だと思っております。

これから基本方針ですとか、或いは保全地域の指定ですとか、魂を入れていく作業になると思います。そこで、皆様方のご意見をいただいて、より良い条例の運用が出来るようにと思っておりますので、どうか皆様、活発なご議論をお願いいたします。

(三戸部局長)

ありがとうございました。

これからの進行につきましては、柿澤会長をお願いいたします。

## (2) 北海道水資源保全審議会の公開及び傍聴要領について

(柿澤会長)

それでは議事に入ります。

(2) 北海道水資源保全審議会の公開及び傍聴要領について、事務局から説明をお願いいたします。

(星課長)

土地水対策課長の星でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料1並びに資料2に基づき、説明させていただきます。

まず、北海道水資源保全審議会の公開について、資料1をご覧いただきたいと思っております。

1の「会議の公開」についてですが、まず(1)といたしまして、北海道水資源保全審議会の会議は、北海道情報公開条例第26条、これは、資料の下段に「参考」として条文を掲載しておりますが、この規定に基づき、本審議会は公開で行っていきたいと考えております。(2)は、ただし書きとして、審議会の公開することにより、公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど、相当の理由があると会長が認めるときは、同じく北海道情報公開条例第26条のただし書きの規定に基づき、非公開といたします。また、(3)といたしまして、会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の制限その他の必要な制限を課すことができることとしております。

次に、2の「資料の公開」についてですが、審議会の資料につきましては、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるものを除き、公開するというようにしております。

次に、3の「議事録」についてですが、本審議会の議事録は、事務局で議事録案を作成し、会議にご出席いただいております委員の皆様にご確認をいただいた後、公開することとしております。

以上の定めに基づきまして、本審議会の公開を行って参りたいと考えております。

次に、北海道水資源保全審議会の傍聴要領についてですが、資料2をご覧いただきたいと思っております。

1の「傍聴する場合の手続」についてですが、(1)といたしまして、本審議会の傍聴を希望する方は、事前に事務局に申し込みをいただくこと、また、(2)として、傍聴の申し込みをいただいた方には、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記載していただき、事務局の指示に従って会場にお入りいただくことといたします。

次に、2の「傍聴に当たっての守るべき事項」についてですが、傍聴される方には、次の4項目といたしまして、(1)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等を表明することはできないこと、(2)会議において、飲食などはできないこと、(3)会議において、写真撮影、録画、録音等は出来ないこと、ただし、会長が認めた場合は、この限りではないこと、(4)その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するような行為はできないことをお守

りいただくこととしております。

次に、3の「会議の秩序の維持」についてですが、傍聴される方には、(1)として、今ご説明いたしました2の「傍聴に当たっての守るべき事項」のほか、事務局の指示に従っていただき、ご不明な点は事務局にお尋ねいただくこと、また、(2)といたしまして、傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意を行い、注意に従っていただけない場合につきましては、退場していただくことがあることといたします。

以上、この内容で傍聴要領を定めたいと考えております。

簡単ではございますが、資料1及び資料2に基づく私からの説明は以上です。

(柿澤会長)

ありがとうございました。ただいまの審議会の公開及び傍聴要領につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

— 委員より、「なし」の声有り —

(柿澤会長)

よろしいでしょうか。

それでは、このような形で審議会の公開及び傍聴要領を定めることといたします。

### (3) 北海道水資源保全地域に関する基本指針について

(柿澤会長)

続きまして、議事の(3)北海道水資源保全地域に関する基本指針についてですが、この議題に入る前に、今回の審議会が1回目ということで、水資源の保全に関する条例の概要ですとか、この審議会が求められている役割などについて、まず事務局からご説明をいただいて、その後この議事に入りたいと思います。事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(星課長)

それでは私の方から、北海道水資源の保全に関する条例について、概略をご説明させていただきます。

資料3の表紙をめくっていただき、1ページ「北海道水資源の保全に関する条例の概要」、1枚もののペーパーでございますが、こちらをご覧いただきたいと思います。

まず一番上の、点線の囲みになりますが、条例制定の背景として、近年、道内において、大規模な森林取得が認められ、水源周辺の土地取引の利用目的やその動きを事前に把握する必要性が高まっていますが、現行制度では、土地所有者や土地取引情報の事前把握は困難な状況となっているところです。こうしたことから、本道の水資源を将来に渡って保全するため、道独自の条例を制定することといたしました。なお、

安全保障上の課題など都道府県の権限の範囲を超えるような事項につきましては、国に対して必要な法整備を求めているところであり、今後も求めていくこととしております。

次に、条例の趣旨ですが、このたび制定いたしました条例では、水資源の保全に関し基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、水源地における土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入するものです。

次に、その下の囲みの条例の内容についてですが、第1章は、総則として条例の目的、水資源の保全に関する基本理念や関係者の責務などを定めております。

第2章は、森林の有する水源涵養機能の維持増進や安全・安心な水資源の確保に向けた取組の推進など、水資源の保全に関する基本的施策を定めているところです。

第3章につきましては、水資源保全地域に関する基本指針の策定や水資源保全地域の指定をはじめ、水源の周辺におきます適正な土地利用の確保を図るための措置などについて定めたものでありまして、水資源保全地域として指定いたしました地域内において、土地に関する権利移転等を行う場合には、契約の3か月前に知事に届出ることを規定しております。

第4章ですが、水資源の保全を図るための知事の附属機関として、本審議会の設置を定めているところです。なお、本条例につきましては、ご案内のとおり平成24年4月1日から施行しておりますが、新たな届出制に関する規定については、一定の周知期間を設けるため、平成24年10月1日から施行することとしております。

2ページ以降には、北海道水資源の保全に関する条例の全文を掲載しております。

今申し上げた概要の詳細につきましては、後ほどご確認をお願いしたいと思います。ここで、条例において、本審議会でご審議いただく事項と定めている4点について説明させていただきたいと思っております。

まず、5ページご覧ください。中段にあります第16条、これは基本指針について定めたものですが、第3項で、知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ本審議会のご意見を聴かなければならないとなっております。次に、第17条の水資源保全地域の指定についてですが、6ページの第6項、知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び本審議会のご意見を聴かなければならないこととしております。次に、1ページめくっていただきまして、7ページをご覧ください。第19条の基本指針等への配慮等の第2項で、知事は、水資源保全地域において、基本指針等に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるときは、その土地所有者等に対し、その土地の利用の方法等の助言をすることができますが、この場合において、知事は、必要があると認めるときは、本審議会のご意見を聴くものとしております。

次に、8ページですが、第20条の水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出についてです。第5項、知事は、土地の権利の移転等の届出を受けた場合において、基本指針等及び関係市町村長の意見を勘案して、必要があると認めるときは、届出をした者に対し、その土地の利用方法等の助言をすることができますが、この場合において、知事は、必要があると認めるときは、本審議会のご意見を聴くものとしております。なお、9ページの第26条から11ページの第32条までが、本

審議会について定めた条項となっております。後ほどご覧いただきたいと思います。

次の12ページには、条例第20条の水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出をフロー図にしたものを掲載しておりますが、こちらにつきましても、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、13ページをご覧ください。これは、「水資源保全地域」の指定までの手順について、フロー図でお示したものです。

まず一番上の囲みですが、知事は、水資源保全地域の指定の考え方などを定めた「基本指針」を本審議会のご意見を聴いた上で策定することとしております。次に、市町村長は、「基本指針」を踏まえ、地域の実情に応じて保全を要する区域を検討し、知事に提案することとしております。市町村長の提案を受けた知事は、指定の区域及び地域別指針の案を作成しまして、審議会のご意見を聴くこととしていただいております。次に知事は、関係市町村長と協議を行いまして、「指定の区域及び地域別指針の案」を告示いたしまして、縦覧に供した後、最後の網掛けとなっておりますところですが、知事は、水資源保全地域を指定し、地域別指針を策定することとなります。

なお、一番下の点線で囲ってあるところですが、市町村長は、他の市町村の地域についても水資源保全地域の提案ができるほか、知事が特に指定が必要と認めるときも指定可能としているところですが、

次に、14ページの「北海道水資源の保全に関する条例施行規則素案の概要」をご覧ください。北海道水資源の保全に関する条例施行規則は、条例の施行に必要な事項を定めるものとなりますが、この施行規則の素案につきましては、現在、3月26日から4月26日まで、パブリックコメントを実施しているところですが、資料の左側に条例、右側に規則素案をお示ししておりますが、まず、右側の規則素案の1の水資源保全地域の指定についてですが、条例第17条を受けまして、地域の名称、指定の区域、地域別指針の案などを告示することを定めることとしております。

次に、2の土地に関する権利の移転等の届出については、条例第20条第1項を受けまして、届出の対象となる土地に関する権利を所有権のほか、地上権、賃借権とすること、届出書の様式や届出事項を定めるとともに、条例第20条第2項を受けまして、届出制の適用除外として、契約当事者が独立行政法人等である場合や、法令に基づく和解や裁判所の許可による権利移転の場合、また、農地法の許可を要する場合などを定めているところですが、さらに、一番下になりますが、条例第33条を受け、届出書の提出先につきましては、これは道の組織ですが、土地の所在地を所管する総合振興局又は振興局とすることを定めております。

今後は、パブリックコメントの手続を終えた上で、5月に規則として制定したいと考えております。なお、規則素案の詳細については、次の15、16ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

最後になりますが、17ページをご覧ください。

ここには、現在想定しております、水資源保全地域における新たな届出制施行までのスケジュールをお示ししております。

左から2列目に本審議会があります。本日、第1回目の審議会において、基本指針についてご審議いただき、本日いただきますご意見を踏まえまして、5月上旬に第2回目の審議会を開催して、基本指針を策定していきたいと考えております。その後の審議会の予定としましては、7月までの間に、現地調査の実施と第3回目の審議会の開催を予定しております。第3回の審議会では、主に地域指定を中心としてご審議いただくこととしたいと考えております。

地域指定・地域別指針のスケジュールにつきましては、右から2列目をご覧くださいと思います。昨年度、11月から12月にかけて、市町村を対象として、条例素案の内容について説明会を開催いたしました。また、水資源保全地域の提案をご検討されている市町村とは、個別にヒアリングをさせていただいているところです。このようなことから、既に水資源保全地域指定の提案については、ご検討を開始させていただいているところです。5月上旬の第2回審議会におきまして、基本指針が策定された後、市町村に対しまして、第1回目の地域指定のご提案をいただくよう正式に通知したいと考えております。市町村からの地域指定のご提案をいただいた後は、現地調査等必要な確認作業を行いまして、その後関係市町村と協議を行います。8月中に、地域指定の案を告示し、縦覧に供した後、9月には指定告示を実施いたしまして、10月の届出制の施行と併せる形で、第1回目の地域指定の施行及び地域別指針の策定を行う予定です。

なお、最後になりますが、一番右にあります周知関係をご覧くださいと思います。5月には、14の総合振興局・振興局におきまして、市町村や関係機関、地域住民の方々を対象とした、条例の内容などを周知するための説明会を実施する予定です。また、9月には、10月からスタートする届出制がございますので、2回目の説明会を開催したいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、何かご質問等はございますか。

(片山委員)

現在までに地域指定を予定されている箇所数、全道でどのくらいあるかを教えていただければありがたいのですが。

(三戸部局長)

3月に、改めまして、市町村に意向調査をいたしました。その結果によりますと、まず10月からの届出制に向けて提案したいという意向をお持ちの市町村が、全道で25市町村、それ以降地域指定について検討して参りたいという意向をお持ちの市町村が54市町村という状況になっております。残りの100市町村につきましては、水源地周辺が主に公有地であったり、或いは、ある程度土地所有者が把握できているといったことで、今のところ地域指定の検討はされていないという状況となっております。

(片山委員)

ありがとうございました。

(柿澤会長)

その他ございますか。

(海老名委員)

13ページのフロー図で、ご説明の主語のほとんどが「知事は」となっていて、上から2つめに「市町村長は」とありますが、一番下の点線の中の※印のところの主語といいますか、「他の市町村の地域についても提案できる」というのは、「知事が」ということでしょうか。それとも、「市町村長が」ということでしょうか。

(三戸部局長)

こちらにつきましては、市町村長は、自らの市町村区域のほか、他の市町村の地域についても提案できるということです。もちろん、知事が特に必要があると認めるときは、地域指定をすることは可能です。

(柿澤会長)

その他いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、大分忙しいスケジュールになると思いますが、皆様ご審議をよろしくお願いたします。

今のご説明で、この審議会ではどのようなことを取り扱って議論していくのかということがはっきりしたと思います。今回、初めての審議会ということですので、それぞれの委員の方から、簡単にご自身のご専門ですとか、或いはご自身と水資源との関わりについてお考えになっていることなどがございましたら、お話しいただければと思います。

私は、先程ご挨拶を申し上げましたが、森林政策が専門で、昨年度の条例検討懇話会から関わらせていただいております。今回は、先程ご挨拶させていただいたほかに、流域ということが非常に重要だと思っております。我々の水環境にしろ、自然の繋がりにしろ、流域を単位にして本来の自然の繋がり、或いは人間の生活の繋がりがあると考えておまして、そういったところでこの条例をきっかけに、道民の皆さんが自分の水資源のことだけではなく、そういった自分たちの周りの自然の繋がり、資源の繋がりを考えていただけるきっかけになっていただければ、と思っております。

どうかよろしくお願いたします。

それでは、順番に松井委員から願いたします。

(松井委員)

北海道森林組合連合会の理事として、この委員会の委員に任命されました。私は出身が釧路管内の鶴居村で、鶴居村森林組合の常勤理事をしております。

一昨年でしたか、国の森林・林業再生プランで、実際にドイツまで出向いて、森林

の施業等についていろいろ勉強させていただきました。その中で、林業が持つ水に対する考え方について、林業として位置づけが重要ではないかと思っております。林業に関しての部分は自分で考えているものはありますが、地域指定に関しても、鶴居村が釧路湿原の上流部に位置しているということで、林業から流れ出る土砂等についても、非常に気を遣った施業を行っているということも併せて、そのようなことを一生懸命お話させていただきたいし、私自身も勉強していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(柿澤会長)

続いて富士田委員をお願いします。

(富士田委員)

北大植物園の富士田と申します。

私は、湿原、湿地林、河畔林という生態系の研究を行っております。どれも水に関わる生態系なものですから、どうしても水文環境は外せないところで、若いときから地下水など水のことやってきました。

湿原の環境を考えると、湿原の中だけの環境を見ればいい訳ではなく、湿原には流域から水が流れ込んでくるので、やはり流域という視点が欠かせないということになります。

委員になっておられる、今ご挨拶いただいた松井委員さんの鶴居村も、ニセコ町も、どちらも私の調査地として、道内いろいろなところに行っておりますが、関わりは深いのかなと思ってお話を伺っておりました。

一昨年あたりから、この審議会に関係するいろいろな事件が報道されていまして、これはまずいのだろうなと思って聞いておりましたが、まさか私にその委員の役割が回ってくるとは思わなかったのですが、少しでも何かお役に立てればと思い、お引き受けいたしました。

私は、水環境とそこの生態系、生物という視点で、ご意見を述べさせていただくことになるかと思いますが、何卒よろしくお願いいたします。

(柿澤会長)

それでは、山本委員をお願いします。

(山本委員)

北海学園大学の山本と申します。

学科としては、社会環境工学科というところにおりますが、元々は北大の都市環境工学ということで、水質について調査研究を行っておりました。今も、水環境、河川環境の水質ということで、重点的に調査等を行っております。森林等については、勉強不足なところもありますので、これからいろいろと勉強させていただきたいと思っております。

今までお話しいただいた先生方もおっしゃっていましたが、流域というのは非常に大事な視点だと思います。是非、これから策定する指針などで、一律に何kmで切るとかそういうことではなく、その土地土地で流域というものをきちんと考えた上でやっ

ていけば、画期的なものになるのではと私自身は思っています。

それから、私は北海道以外に本州、九州に少しだけ住んだことがあります。あちらはかなり山の方でもすでに人が住んでいて、開発されていてという大変ですが、北海道は意外とまだまだ手つかずの自然が残っているところだと思いますので、この画期的なものでこれから水源というものをきちんと守れたらいいと思います。

私自身は、お役に立てるか分かりませんが、是非この機会に何か貢献できればと思います。よろしく願いいたします。

(柿澤会長)

丸谷委員、お願いします。

(丸谷委員)

北海道総合研究機構地質研究所の丸谷です。

私は地下水を資源の面と保全管理する立場で調査研究をしてきておまして、今、釧路湿原の話も出ましたが、私もフィールドとして釧路湿原を取り巻く地域で地下水等の研究調査を行ってきております。

先程流域というお話がありましたが、私共の方からすると、もう少し広くとらえるようなことが多くて、地下水盆という言い方をしますが、いくつかの流域を含めて、もっと広く地下を含めた形で、お盆状に地下水を含んでいる地層があるような地域をひとまとまりの対象として見るといった見方をよくしますので、そういった観点からもご協力できればと考えています。

それから、これまでもいろいろ地下水でいいますといろいろな議論があつて、公水として扱ったらいいのではないかとされていますが、なかなかそういったところがはっきりしていないというところがありますが、今回の条例で、公水として扱うような方向に進むのであろうということが期待できますので、そういう面でもご協力できればと考えております。よろしく願いいたします。

(柿澤会長)

ありがとうございました。続きまして、伊藤委員お願いします。

(伊藤委員)

北海道宅建協会から来ております伊藤と申します。

私は、宅建協会ですから、特に、取引についていろいろな意見を述べさせていただければと思っております。私は千歳市で事務所を開いて仕事をしておりますが、地域的には、千歳市、恵庭市で行っております。

ご存じの方も多いと思いますが、千歳市は、非常に透明度が高い支笏湖を有しておりますし、その伏流水であります内別川の源流といえますか、湧水も千歳市内にあります。千歳に関しては、非常に水のきれいな町、水の美味しい町ということで、全国的にも有名だと思います。通勤族の多い町でもありますが、必ずそういうことが話題となっておりまして、地域の価値ということに関しては、非常に維持できている町ではないかなと思います。条例検討懇話会にも参加させていただきまして、引き続き審議会ということではありますが、懇話会の中でも地域の価値ということが非常に議論に

なったところでありまして、それがこの条例制定の一つの流れを作っていたという部分もあります。

これから、そういったことも含めて、思いつくことがあれば意見を述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(柿澤会長)

ありがとうございました。荒木委員お願いします。

(荒木委員)

荒木健介と申します。札幌市内で、藤田・荒木法律事務所という事務所を共同で経営しております。弁護士ですので、この審議会で期待されている役割としては、法的な側面についての意見を述べさせていただくということになるかと思えます。

水資源に関しましては、今回お話をいただき、その後条例検討懇話会の資料を読ませていただいて、初めて勉強させていただいたという状態に近いのですが、非常に重要な審議会の委員を務めさせていただくことになったと思えますので、一生懸命勉強していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(柿澤会長)

ありがとうございました。海老名委員お願いします。

(海老名委員)

小樽商科大学の海老名と申します。

私は、アジア経済や通商交渉が専門でございまして、水資源や森林というものに対する知見は全くない状態で、条例検討懇話会で1年間勉強させていただきました。

主として、外国からの、北海道といいますか、日本に対する対内直接投資、これを増進する、たくさん来ていただく、しかしながら、一方では、こういった条例がないために、この投資というものが地域に悪い影響を及ぼすというようなことがないように、広く門戸を開きながらも、きちんと私共の資源というものを、価値も保全も含めて守っていくということを、国際取引の観点から、ローカルでここだけが良ければよいということではなく、世界にきちんと通用するようなルールを作っていくという観点から、何かお役に立てればと思って勉強させていただいております。よろしくお願いいたします。

(柿澤会長)

それでは、片山委員お願いします。

(片山委員)

ニセコ町長の片山です。よろしくお願いいたします。

昨年4月15日に町議会で2本の水環境の条例を制定させていただきました。1本は、水道水源地を守るという条例です。もう1本は、地下水の大量取水を規制するという条例です。ご承知のとおり私権に対する制限もあるものですから、訴訟リスクを抱えながらのスタートということで、非常に心が重いスタートでありましたが、北海

道がこういう自治の現場を良く熟知された条例を制定され、大変ありがたく思っています。現在の法体系の中では、北海道という広域政府の中では、最大限の条例の制度設計になっているのではないかと考えています。また今、この北海道条例が一つの起点になって、国においても土地取引を含めて水環境を守る動きが出てきたということは、高く評価し、今後のいろいろな動きに期待したいと考えています。以上です。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。皆様、どうかよろしく願います。

それでは、本日の主な審議事項であります水資源保全地域に関する基本指針について、事務局からご説明をお願いします。

(川島主幹)

土地水対策課の川島と申します。よろしくお願いします。

私の方から、資料4の「北海道水資源保全地域に関する基本指針（素案）」及び資料5につきまして、ご説明させていただきます。

まず、資料4ですが、北海道水資源の保全に関する条例第16条第1項の規定に基づき、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針といたしまして、「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を定めることとしており、あらかじめ、北海道水資源保全審議会のご意見をお聞きすることになっておりますので、その内容について後ほどご審議を賜りたいと考えております。

なお、この指針では、水資源保全地域に関する基本的考え方や地域指定、区域設定、地域内の土地所有者の方々に土地利用についてご配慮いただきたい事項、そして、水資源を保全するための施策を記載して参りたいと考えております。

それでは、まず、1の「水資源保全地域に関する基本的事項」についてですが、ここでは、多くの方々に本道の水資源の状況やその重要性、問題点、そして道としての対応策等について、広くご理解とご協力をいただくための内容を記述して参りたいと考えております。特に3段落目で、水資源を保全するために特に必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定いたしまして、適正な土地利用の確保に向けた取組を推進するという内容を基本的事項として記述して参りたいと考えております。

次に、(1)の基本的な考え方ですが、水資源保全地域は、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源でありまして、公共として利用される原水を取り入れる地点、又は将来設置が予定される地点及びその周辺、国有地は除いておりますが、区域の大部分が民有地であるなど、区域の土地所有又は利用の状況を勘案して、水資源保全のため特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域として参りたいと考えております。

次に、(2)の適正な土地利用の確保に向けた取組についてであります。本条例に基づきまして、アとして、水資源の保全のために、特に適正な土地利用の確保を図る必要がある地域を水資源保全地域として指定すること、イとして、基本指針及び地域別指針を土地所有者等へ十分周知するよう努めること、ウとして、必要に応じて、

地域内の土地所有者等に対し、土地の利用方法などの事項に関し助言を行うこと、エとして、地域内の土地に関する権利等の移転等の届出制を導入し、土地取引を行政が事前に把握し、助言を行いまして、適正な土地利用へと誘導していくこと、オとして、地域内の土地所有者等に配慮していただきたい事項や関係法令の遵守事項などについて助言を行うこと、カとして、届出内容を確認する必要がある場合などは、土地所有者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること、こういった適正な土地利用の確保に向けた取組を記述して参りたいと考えております。

次に、2の「水資源保全地域の指定に関する事項」についてであります。まず、(1)の基本的考え方ですが、ここでは主に指定の方法や指定に当たって配慮する事項などについて記述したいと考えております。まず、アとして、水資源保全地域は、個々の水源の状況や地域住民の意向など、地域の実情に即して指定する必要がありますことから、道は、この指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案いたしまして、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域が所在する市町村長の提案に基づき、水資源保全地域として指定して参りたいと考えております。また、イとして、水資源保全地域の指定は、アに定める市町村長からの提案に基づく場合のほか、水源の周辺の土地が複数の市町村の区域にわたる場合や隣接する他の市町村に所在する場合などに、市町村長から他の市町村の区域に係る提案があった場合や、当該区域の土地の所有又は利用の状況を勘案いたしまして、水資源保全地域として指定することが適当と考えておりますが、当該区域が所在する市町村の長からの提案がない場合など、水資源の保全のため特に必要があると認める場合についても、道が指定を行うことができることとして参りたいと考えております。次に、ウとして、道は、水資源保全地域の指定に当たっては、林業、観光業など地域における産業の健全な発展と両立するよう、適切に配慮して行うものとする事、エとして、水資源保全地域は、森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の位置付けと十分な調整を図りまして、指定するものとする事。ここでは、指定に関します事項として以上の内容を記載して参りたいと考えております。

次に、3ページの(2)区域設定の考え方についてであります。ペンディングとしておりますが、今回は、論点整理の形でお示ししてございまして、本日は、この部分を中心にご審議いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、区域設定の考え方ですが、その設定に当たりましては、アの地表水とイの地下水に分けて区域設定の考え方を記述して参りたいと考えております。

アの地表水から原水を取り入れる場合ですが、山間地における公共の用に供する水源に係る取水地点に対する集水区域の全部を基本としてはどうかと考えております。なお、個別の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえまして、集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、個々の状況を踏まえまして、集水区域の一部の区域とする事としてはどうかと考えているところです。

次に、イの地下水から原水を取り入れる場合ですが、公共の用に供する水源に係る取水地点から一定距離、概ね1キロメートルとしてはどうかと考えておりますが、その範囲について、水源の地形等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえまして、

全部又は一部の区域、ただし、都市計画法に規定する市街化区域又は用途地域など市街地を形成している区域を除きたいと考えておりますが、こうしたことを基本としてはどうかと考えております。

また、指定の区域については、地番及び「水資源保全地域区域図」でお示することを考えております。

区域設定の具体的な例示として、資料5にイメージ図を添付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。地表水と地下水の指定地域のイメージといたしまして、5つのパターンで説明させていただきます。

まず、1ページの「水資源保全地域の指定のイメージ（地表水①）」ですが、赤色は取水施設であり、オレンジの点線が集水区域です。この例は、集水区域の全部を水資源保全地域として指定を検討しているというパターンです。取水地点から上流の山間部までの距離は約2km、面積は約100haとなっております。

次に、次ページの「指定のイメージ（地表水②）」についてですが、下の方に取水施設があり、オレンジの点線が集水区域となっており、その区域は、取水施設から上流部まで10kmという長い距離となっております。しかしながら、水資源保全地域の指定につきましては、集水区域の中央部及び右下が市街地となっておりますことから、水源の地形等の状況や土地の利用状況を踏まえまして、集水区域の一部である取水地点から2km程度の上流部までを水資源保全地域として検討しているパターンであり、面積は250haとなっております。

次に3ページは、「指定のイメージ（地表水③）」ですが、オレンジの点線が集水区域で、地形は丘陵地となっておりますことから、取水施設から約37kmという非常に長い距離となっております。集水区域には、茶色でお示ししているとおり、約半分が国有林となっており、この部分は指定地域から除くこととなっておりますので、緑色の部分が水資源保全地域として指定を検討している区域であり、道有林を含む面積は2,150ha程度になるものと推測されます。しかし、この自治体としては、面積が広大になるということから、土地所有者も多く、その把握に苦慮するのではないかと心配しており、合理的な根拠があれば、集水区域の一部を提案することも検討したいとの意向もあるとお聞きしております。

次に、地下水の例です。4ページ「指定のイメージ（地下水①）」をご覧ください。これは、公共の用に供する水源に係る取水地点から一定距離、概ね1kmの範囲について、その全部を水資源保全地域として指定を検討しているものでありまして、その面積は314ha程度となっております。

最後の5ページの「指定のイメージ（地下水②）」です。公共の用に供する水源に係る取水地点から一定距離、概ね1kmの範囲を基本としますが、取水施設が河川に隣接しているという水源の地形等の状況や下の方が農地であるという土地の所有又は利用の状況を踏まえまして、一部の区域を基本としており、水資源保全地域の指定を検討しているということです。面積は、63ha程度となっております。

以上が区域設定に関する事項です。

続きまして、資料4の3ページ、3の「水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項」についてです。この項目もペンディングとさせていただいております。

て、水資源保全地域内の土地所有者等は、（１）から（５）までの事項に配慮することとしてはどうかと考えております。

まず、土地所有者等は、（１）水資源の確保や水質への影響が懸念されるような大規模な取水行為、開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること、（２）として、水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずること、（３）として、周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること、（４）として、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき、必要な手続を行うとともに、配慮すべき事項に留意の上、土地利用を行うこと、（５）水資源保全地域ごとに定める地域別指針に規定する「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」に留意の上、土地利用を行うこととしてはどうかということですが、

なお、６ページ以降に別表として土地利用に関する法令を掲げておりますので、ご覧下さい。ここには、水資源保全地域内で想定される土地取引行為、開発行為、自然環境、水質、産廃に関する法令など、現時点で６４項目の要件を掲げさせていただいております。その要件ごとに配慮すべき事項や根拠法令等を挙げまして、現在も道庁内関係部局を中心に精査を重ねているところです。私共としては、基本指針に別表として、こうした土地利用の法令を始めとした関係法令を列挙し、土地所有者等に水資源保全地域内で配慮していただきたい事項として事前にお伝えし、本道の貴重な水資源の保全に努めて参りたいと考えております。

次に、４ページの「水資源の保全に関する施策の総合的な推進」についてであります。

条例では第１０条において、施策の基本方針として規定しておりますが、この指針では、この基本方針の内容をより詳細に、具体的にお示しして参りたいと考えております。

また、水資源の保全は、関係者の適切な役割分担による協働による推進が重要でありますことから、国や市町村と連携の上、関係者が一丸となって取り組んでいくことを記述して参りたいと考えております。さらに、これまで実施してきた水資源の保全に関する施策についても継続的に取組むものと、新たな施策とを合わせまして、総合的に推進していくことを明記していきたいと考えております。また、水資源の保全に関する道の事務・事業については、地域住民の利便性を確保する視点から、市町村の実情や意向を踏まえまして、市町村への権限移譲を行って参りたいという考え方も記述して参りたいと考えております。

具体的な施策といたしましては、（１）森林が有する水源を涵養する機能の維持増進、（２）は水質の関係、（３）は普及啓発、（４）は適正な土地利用の確保、（５）は財政上の措置ということで、施策を総合的に推進するための具体的な施策を明記して参りたいと考えております。

最後に、水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針のイメージにつきまして、ご説明申しあげます。資料５の６ページをご覧ください。

この指定の区域及び地域別指針は、条例第17条第4項の規定に基づきまして、指定した市町村の地区ごとに策定することとしております。1市町村で複数の地区、水源がある場合は、その地区ごとに策定したいと考えております。1の指定の区域ですが、ここでは、区域の名称、指定した区域の地番、また、区域図でもお示ししたいと考えております。

次に、2の地域別指針であります、(1)の指定の区域に関する基本的事項として、対象区域、面積、区域設定の考え方、対象区域の状況を記述したいと考えております。次に、(2)の指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項ですが、7ページのアからエまでのとおり、基本指針の内容と同様にして参りたいと考えております。

なお、関係法令等につきましては、地域指定についてご提案いただく市町村と協議しながら、基本指針に記載している法令等を基本といたしまして、その区域に該当又は必要とする法令等を抜き出して記載するとともに、これに市町村の関係条例や要綱などを加え、この地域別指針に沿って届出者や新たな買主になる予定の方に配慮すべき事項として助言を行い、適正な土地利用の確保が図られるよう努めて参りたいと考えております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、基本指針の素案ということで、主に区域設定、配慮すべき事項を中心にご議論いただきたいということですが、それだけに限らず、皆さんの方からご意見或いはご質問がございましたら、順にお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

(片山委員)

地域指定をする際の公表のイメージをお伺いしたいのですが、公表に当たっては、資料5の6ページ目の「水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針のイメージ」の区域とか中身を公表するイメージでしょうか。それとも図面を含めて公表するイメージでしょうか。

(三戸部局長)

地域指定の告示に当たりましては、指定の区域と地域別指針の両方を告示することを考えていますが、資料5の6ページにあるとおり、指定区域の名称と、指定の区域については、地番と図面の両方をもって公表したいと考えております。

(片山委員)

図面は、資料5の中にある、先程ご説明いただいた地表水①等のような図面を公表されるイメージでしょうか。

(川島主幹)

公表する図面につきましては、5000分の1の図面、地籍図等を市町村から提出

していただくことを考えておりますが、どの図面を公表するかというのは今後検討させていただきます。

また、昨年、片山委員からもご意見をいただきました取水地点を公表するかどうかについても、審議会の皆様のご意見をお聞きしながら定めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(柿澤会長)

ありがとうございました。それは今後また改めて、ということでよろしいですか。

(川島主幹)

改めて区域及び地域別指針についてご議論をいただきますときに、お願いしたいと思っております。

(柿澤会長)

その他、いかがでしょうか。

(富士田委員)

国有林は除いてますよね。それは、前の懇話会等で議論されて除くことになった、また土地の所有者が国であるから、ということだと思っておりますが、例えば資料5の3ページのイメージ図、地表水③にあるように、集水区域としてはこれだけの区域が考えられ、今指定しようとしているのは緑色の部分ということですが、もちろん、国有林のところも水環境には大事なところだと思っておりますが、それは何か道の方から指定区域にはならないけれども、このように重要な土地だから施業や何かも考えて欲しいというようなことを伝えることになっているのでしょうか。

(三戸部局長)

具体的な手法についてはまだ決めておりませんが、当然こういった水資源保全地域の周辺にあります国有地につきましても、我々の条例に基づく考え方に沿って保全に努めていただくというところは、国に対しても求めていきたいと考えています。

(柿澤会長)

その他、いかがでしょうか。今回、地域設定ですとか、イメージ図も含めてお出しいただいておりますが、その当たりも含めてご意見等はございませんか。

(山本委員)

資料4の3ページの(2)区域設定のペンディングになっているところで、現在の案としては、アとして、地表水の場合ですが、集水区域の全部を基本としてはどうかとなっておりますが、資料5の2ページのイメージ図、地表水②ではそうならないという形になっております。これは多分地域の事情があるのだらうと思っておりますが、水源涵養といった目的を考えると、なぜ2kmで区切るのかということも気になる場所です。

(三戸部局長)

実は、イメージ図の地表水②のようなケースについて、私共としてもどういった対応をするかを考えているところです。これは、当該市町村において、区域設定を考えている時に2 km程度としたいという市町村のご意向をお持ちというところです。基本指針の中では集水区域の全部とすることを基本とした上で、そうした地域の実情を踏まえて個々の案件について定めて参りたいと考えております。こうしたイメージ図の地表水②のケースの場合、2 kmというところにどのような根拠があるのかということもありますし、また、この市町村が一部懸念されているのは、区域を集水区域全部とした場合に、市街地や温泉地があったり、或いは土地所有者の把握をどうするかといったところをご懸念されているようです。例えば、考え方として、集水区域全体を指定する中で、市街地ですとか一部区域を除外していくということも考えられるのかなと思っておりますが、その辺も含めて市町村の実情をお聞きしながら個別の地域についてどう指定していくかというところを検討していく必要があると考えております。今回基本指針の中で集水区域の全部を基本とするということとしながら、個々の実情に応じて一部の地域とするということをお書きで加えるという形を取っておりますが、一つの例としてこういったケースを上げさせていただきました。

(柿澤会長)

追加でご意見等はございますか。

(山本委員)

これは多分基本指針の中には書けないと思いますが、恐らく個々の事情を考慮するときに、根拠は何かあった方がいいのかなという気はいたします。

(柿澤会長)

一部にするにしても、恣意的に運用するのではなく、何らかの根拠を持って地域指定をするということを考えて、ということですね。ありがとうございます。

その他いかがですか。

(荒木委員)

資料4の3ページ、3の土地所有者等が配慮すべき事項の(4)にある別表を示している部分に関してですが、条例検討懇話会の資料を拝見しまして、示す趣旨はよく理解するところで、重要なところだと思います。土地の所有者や土地取引をしようとする人に、どういう規制があるのかということを一覧性を持って示す必要があるということはよく分かるのですが、この条例や基本指針がなくてもこういった関係法令に基づいて必要な手続を行うことは当然必要なことですので、この基本指針の中で(1)や(3)と平行に、同じ平行した項目として、これを掲げるということは、位置づけとして違和感があるのではないかと思います。必要性は分かるのですが、位置づけがこれでよいのかなと気になりました。どこに書くかという形式的な部分でもあるかと思うので、特に強くこだわるわけではないのですが、ご検討をいただければと思います。これと併せて、こういった関係法令が改正された場合に、基本指針の改正がその都度必要になってくるのかどうかという点も気になるところです。

(三戸部局長)

今のご意見を踏まえまして、(4)の表記につきましては、検討させていただきます。

(柿澤会長)

その他、いかがですか。

それでは私から、一つ申し上げます。

資料4の3ページ、3の土地所有者が配慮すべき事項の(1)のところで、「大規模な取水行為や開発行為など」と「大規模」という形容詞がついています。確かに大規模なことに関してということはありませんが、例えば、取水地域に直近したところで何らかの開発行為のようなものが行われるような場合は、あまり大規模ではなくても配慮していただいた方がいいのかなというケースもあるかと思うので、「大規模」という形容詞の付け方を考えていただいた方がいいのではと思います。

(三戸部局長)

確かに、影響が懸念される場合であれば、規模にかかわらず当然配慮すべきということはあると思いますので、表現について検討させていただきます。

(柿澤会長)

その他、いかがでしょうか。

(三戸部局長)

先程の資料5の2ページ目の地表水②のイメージ図と同じく、5ページの地下水の②のようなケースについて、一定の範囲の全部ではなく、一部とする場合の例示として今回出させていただきましたが、こういったケースについてもどのような形がよろしいのか、ご意見があればいただきたいと思いますが、丸谷委員いかがでしょうか。

(丸谷委員)

この図を見せていただいて私が思ったのは、この一つ前にある地下水のイメージ図①の、円で範囲を決めている場合は、比較的深い地下水で、広範囲から水が集まってくるような低平な土地であるということ想像して見ていました。地下水②の方も程度低平な土地なんだろうけれども、取水施設になっているところの地下水が浅い地下水を利用しているようなケースであれば、このように大きな規模の河川を跨いだ反対側のところはあまり影響を気にしなくてもよい場合もあります。この図面を見せていただいたときには、浅い地下水を利用するような施設があつて、川の反対側を含めないような形で範囲を決めておられるのかなというように見ておりました。

(柿澤会長)

取水をしている深さによって、もしかしたら、もう少し違う設定の仕方をしなければいけないということも考えられますか。

(丸谷委員)

はい。取水施設の地下水の井戸が深いところから取っているのであれば、川の反対側の方も影響が及ぶおそれもありますので、この一つ前の地下水①のイメージ図のような取り方も考えられると思います。

（柿澤会長）

それでは、その場所の深度ですとかそういったものを勘案して、どのように取るかということ場所ごとに判断する必要が出てくるということになりますか。

（丸谷委員）

そう思いますので、資料4の3ページ、(2)区域設定のところに書かれていることは、市町村から出てくるときの考え方の目安として、距離ですとか、条件を念頭に置いて選んでいただいて、出てきたものについて、そこそこの地形、地質ですとか、土地利用等を含めて検討すべきところを検討した上で、地域が設定されていくというように考えていけばよろしいかなと思います。

（柿澤会長）

どうもありがとうございました。地下水に関して、その他何かございますか。

（伊藤委員）

資料5の地下水の②のイメージ図で、下の部分が指定の地域から欠けているのは、基本的に農地だからということでしょうか。農地であれば農地法によって事前に届出て許可を受けるということになっていますので、そこで全部チェックできます。或いは、所有者も捕捉できるということで、農地は外していいと思っています。

（三戸部局長）

当該市町村のご意向としては、農地ということ以外したいということですが、ただ、条例の趣旨としては、農地だから外すということは考えておりませんので、届出制の対象としては、農地は対象外となりますが、地域指定としては農地もあり得るのかなとは思っています。そこも地域の実情といいますか、市町村の実情等を踏まえながら判断をしていくことになるのかなと考えております。

（柿澤会長）

届出の対象にはしないけれども、区域に入れて、配慮事項ですとかそういったことに関してお願いをするという形も考えられるということですね。

その他いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、細かなところでもう一点気になったのですが、資料4の1ページ、(1)基本的な考え方のところ、下から3行目の「当該区域の大部分が民有地であるなど」という表現がありますが、区域は当該市町村が意図的に設定するので、大部分が民有地で、もしかしたら大きな流域で民有地はそれほど大きな比率ではないのだけれども、ある程度の面積があるといった場合に関しては、例えば、国有地を除いて指定をするというのは、当然のことながら大部分が民有地とするということになってしまう。ちょっとその辺、ここの文章がいますのかなという気がします。主に民有地を対象にして

区域設定をしていく訳ですが、そうすると国有林を除いて設定をするということですね。そうすると、設定区域の大部分が民有地だとすると、そもそも民有地を対象として設定するのにはと思います。ちょっと表現が気になったところです。

(三戸部局長)

この表現につきましては、議論の過程において区域指定の地域のイメージをご理解いただきやすくするために、これまで使ってきた部分はあるのですが、確かに指針の中で、今柿澤会長からご意見いただきましたとおり、こういった表現が必ずしも必要ではないということもありますので、検討させていただきます。

(柿澤会長)

その他、いかがでしょうか。

(松井委員)

資料4の3ページ、3の(2)で、森林の適切な整備及び保全を行うと謳っていて、4ページの(1)のイのところでは、間伐等の森林施業の適切な実施ということで、施業の方法等も規制の対象とするという考え方があるのかどうなのか。例えば、山を手入れする場合のやり方にはいろいろありますが、施業の方法を規制するとか、そういうことも考えていくのでしょうか。

(三戸部局長)

森林施業の方法等との関係については、基本指針では2ページの一番下に掲げておりますエの市町村が作成する市町村森林整備計画における森林の機能区分、ゾーニング、こういったところに十分配慮しながら地域指定をして参りたいと考えておりました、当然水源涵養のための機能を持った森林と位置づけをしたところが、我々の地域指定の対象となってくるところと思います。水資源保全のための上乘せゾーニングについても市町村のご判断で、上乘せゾーニングをするところと我々の地域指定が一致するということもあれば、そうでないところも出てくるのかなと考えています。

(富士田委員)

資料4の3ページの配慮すべき事項は、このとおりだと思いますが、配慮してもらえなかったときはどうするのですか。どのくらいの拘束力があって、土地を持っている人にどれだけ強く言えるのかというのが、今ひとつ分からないのですが。

(三戸部局長)

この点についても、条例制定に当たっての検討懇話会においていろいろご意見をいただいたところですが、道が今行うのは、こういった指針に基づいて助言をするというところに止まると考えております。当然それぞれの法律で規制がある部分は、法律に基づき、その法律に従わなかった場合には、その法律による措置が執られることになるとはと思いますが、この条例につきましては、あくまでも助言という形でこういった指針で示すような内容について、守っていただくように努めていただくことを重ねて、繰り返し助言をしていくということになるのかなと考えています。

(富士田委員)

多分、条例が制定されてこのような基本指針が世の中に出てから、取引が行われる土地に関してはそれがうまくいくと思うのですが、現在既に例えば外国の方に取得されてしまった土地について、外国の方にこうやってくださいといくら言っても聞いてもらえないのではないかと思いますのですが、こういった場合はどうされるのでしょうか。そういうケースは出てきますよね。

(三戸部局長)

今のお話のような件につきましても、基本的には先程の指針の最後に別表で掲げております既存の関係法令、この中で規制できるものは当然規制を掛けていくということになりますので、そこを十分ご理解いただいた上で土地取引をしていただくためのこういった取組な訳ですが、既に土地を所有している方々に対しても、この条例の中で指針に基づいて助言をしていくという規定もしておりますので、土地を所有している外国人の方々にも指針に沿った土地利用をしていただくよう、助言を繰り返していくということになるかと思えます。

(富士田委員)

このような条例や指針が出来ることによって、大規模な開発とか、水に関わるような行為などは何も成されなくなると思うので、効力を発すると思うのですが、特に今問題となっております森林の部分の施業というか、管理の部分については、ほったらかしになるのではないかと懸念があります。何もこれからはしないけど、土地は買ったがそのままということになって、結局可もなく不可もなく、いい方になかなかいかないということにならないかなという懸念を持っています。

(柿澤会長)

実際に懇話会の中でも森林組合の関係の方から、こういった地域に指定されることによって森林所有者がいろいろ手を入れたりすることにマイナスに働かないかという懸念を示された場合もあったのですが、実際にこの区域設定が何らかの新たな制限を加える訳ではなく、むしろこの中では適切な森林の施業をしてくださいという形での助言の内容になっているということと、これですべてをカバーするという事は難しく、森林に関しては森林に関わる行政の中で適切な施業をしていただくように働きかけるといふ、いろいろなチャンネルを持って進められる話なのかなと思えます。

(片山委員)

懇話会の中でも結構議論にはなったのですが、基本的には森林を守るこれまでのいろいろな動き、施業を含めて、こういうものを阻害するものではなくて、これまで同様やっていただきましょうと。ただ、あくまでもこの条例においては、そういう土地取引自体を制限する訳ではなく、将来起こるであろう開発行為を制限したい、水に悪さをするものを制限したいという意味ですので、特に問題はないのではないかと思います。既に海外の方を含めて、土地を買収している人たちに対する抑止力はあるのかというお話もあるかと思えますが、例えば、ニセコは町条例において

開発行為を規制しておりますので、それは既に告示も行って、相手にも伝わる形できちんと法的な手続を進めておりますので、一定程度の役割を果たすのではないかと思います。道条例の大きな意味は、各自治体がそれぞれ自治体固有の町民の皆様の水環境を守るために指定したものを、更に進めて、道全体としての意思決定をやっていただいておりますので、我々としては早くいろいろな情報が入りますので、適正な手続を早めに打つことができる、それによって水環境を守ることが十分できるのではないかと、具体的には今私たちの条例と道条例が動くと、一つのスムーズな形での制定といえますか、規制条例ができるのではないかと考えています。

(三戸部局長)

一つ補足させていただきますと、昨年森林法が改正されまして、施業等を適切に行わない、放置されているものにつきまして、市町村が通知をして、勧告をして、それでもなお従わない場合の施業代行制度も整備されております。

(柿澤会長)

他にございますか。全体を通して何かありますか。

特にないようでしたら、本日いろいろと活発にご議論いただきました中で、区域設定の地下水のことに、川を跨ぐケースのイメージを元にして、場所場所で状況を勘案して判断しなければならないこと、或いは配慮すべき事項について、関連する法令を載せた別表をパラレルにするかどうか、或いは改正するたびにそれを訂正するか等も含めて検討いただきたいということ、その他文言でいくつかご議論がございました。これらの点を含めて、ご検討いただきたいと思います。このほか、特に皆様、ありませんか。

それでは本日の議事をこれにて終了したいと思います。事務局の方にお返しいたします。

### 3 閉会

(三戸部局長)

どうもありがとうございます。

それでは荒川部長から一言ご挨拶申し上げます。

(荒川部長)

委員の皆様、本当に今日は短時間でしたが、中身の濃いご議論をしていただいたと思っております。今日いただいたご意見につきましては、基本指針をまとめていく中で、様々な形で反映させていただきたいと思っております。

会長からもお話がございましたが、資料3の17ページにあるように、短時間で皆様には非常にご負担を掛けるのではと思っておりますが、10月に届出制が施行されることに向けまして、我々としても鋭意取り組んで参りたいと考えておりますので、是非皆様方大変お忙しい中とは存じますが、ご協力を賜りたいと思っております。

本日はどうもありがとうございます。

(三戸部局長)

なお、次回の審議会の日程につきましては、別途調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(了)